

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

【68,481百万円】

対策のポイント

平場・中山間地域などにおける畜産クラスターの仕組みを活用した取組を進めることにより、我が国の畜産・酪農の収益力強化を進めます。

<背景/課題>

- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、畜産・酪農の体質強化を図るためには、省力化機械の導入等による生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤を強化することが重要となっています。
- ・このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、平場・中山間地域など、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要です。

政策目標

- 生乳の生産量 (745万t (平成25年度) → 750万t (平成37年度))
- 牛肉の生産量 (51万t (平成25年度) → 52万t (平成37年度))
- 豚肉の生産量 (131万t (平成25年度) → 131万t (平成37年度))
- 鶏卵の生産量 (252万t (平成25年度) → 241万t (平成37年度))

<主な内容>

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、1～3の事業を支援します。
特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ①「総合的なTPP関連政策大綱」に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けて、キャトルステーションの整備等、効果的な肉用繁殖雌牛・乳用雌牛の増頭・増産の取組を行う協議会に対し、1～3の事業を一体的に支援する「肉用牛・酪農重点化枠」
- ②中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ③我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」を設定します。

1. 施設整備事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。

2. 機械導入事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械のリース導入を支援します。

3. 調査・実証・推進事業

収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。

また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

補助率：基金管理団体へは定額
支援対象者へは、1、2の事業は1/2以内、3の事業は定額
基金管理団体：民間団体
支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課 (03-3501-1083)]

H28補正 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）

畜産・酪農の中長期的な成長のための生産基盤の構築

- 畜産農家を始めとする地域の関係者が連携し、作業の外部化や省力化、規模拡大等により、体質強化を進め、地域で策定する畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体等が行う施設整備や機械導入などの競争力強化に向けた生産基盤の構築や生産性向上等に向けた取組の実証調査等を支援。
- 特に、重点的に進めべき課題に対応するため、
 - ① TPP政策大綱に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
 - ② 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
 - ③ 我が国の高品質の畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」を設定。

《肉用牛・酪農重点化枠》（100億円）

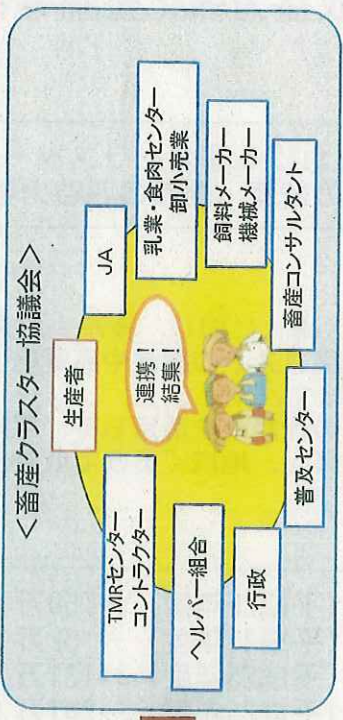
- 地域的な規模拡大や分業体制の構築等、重点に推進すべき取組（重点化メニュー）に取り組む場合、実証調査、施設整備、機械導入等を一体的に支援
- 併せて、効果の早期発現、普及を図るため、支援を拡充

【重点化メニュー】 （肉用牛）

- ・地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築
- ・受精卵移植技術の活用拡大（一産取り肥育）
- ・ICTの活用推進
- ・繁殖肥育一貫体制の構築（酪農）
- ・性別別精液等を活用した乳用後継牛の確保・育成の推進
- ・分業体制の構築・省力化の推進

【支援の拡充】

- ・施設整備と一体的な家畜導入について「貸付方式」に加えて「購入方式」も可能に
- ・重点化メニューの取組を地域を越えて広く普及するために必要な研修施設等の整備への支援を追加



《中山間地域優先枠》（50億円）

- 中山間地域での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分
- 中山間地域特有の地形的制約を踏まえ、「地域の規模拡大率以上に規模拡大する場合」へ規模拡大の要件を緩和。

《輸出拡大優先枠》（25億円）

- 協議会の構成員に輸出拡大に取り組む事業者が含まれ、輸出拡大に係る具体的な計画を有している取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分